

虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会設置要綱

社会福祉法人明星福祉会

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会は、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、定期的に又は適宜、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員の選出)

第2条 委員会は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、常務理事とする。
- (2) 委員は、管理者級の職員と法人本部の職員で構成する。
- (3) 委員には、必要ある場合に法人役員、第三者委員、外部委員等を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会の開催の必要があるときは、委員長が召集し開催する。
- (2) 委員は、委員長に対し委員会の開催を求めることができる。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 委員会は、各種マニュアルを作成し、必要に応じて改定を行う。
- (3) 各種マニュアルを職員に周知するとともに、定期的な見直しを行う。
- (4) 各種マニュアルに従い、調査を必要あるごとに実施する。
- (5) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、利用者の安全を確保し、再発防止の対応策を当該事業所の虐待防止・身体拘束適正化責任者と連携し講じるものとする。
- (6) 虐待防止及び身体拘束ゼロに係る研修を年1回以上行うこととする。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より障がい福祉に関する関係諸法の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティ)の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会は、その他の各委員会や機関とも連携をとり、利用者の虐待のおそれの事案や支援等に問題がある場合は、各委員会等と協議し、協働で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附則

この要綱は、令和3年11月1日より施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。